

せきしん「ビジネスアシスト500」(法人代表者・個人事業主用)

新型コロナウイルス感染症対応

令和2年6月1日現在

1. 商品名	せきしん「ビジネスアシスト500」(新型コロナウイルス感染症対応)									
2. ご利用いただける方	<p>・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う被害に係る認定をうけた方で以下の①～⑥の全ての要件を満たす方。</p> <p>①申込時の年齢が満20歳以上満69歳以下で、ライフカード(株)の保証を受けられる方。 (証書貸付の場合は、完済時年齢が満75歳以下の方)</p> <p>②法人代表者または個人事業主で安定・継続した収入がある方。</p> <p>③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分者でないこと。</p> <p>④当金庫の過去の貸付に代位弁済、貸倒れがない方、または、現在利用中の貸付が履行遅滞でない方。</p> <p>⑤当金庫の営業地域内に居住または事業所を有する方。</p> <p>⑥反社会的勢力でない方。</p>									
3. お使いみち	・事業性資金(旧債借換も可)									
4. ご融資形式	当座貸越(カードローン)	証書貸付								
5. ご融資金額	・50万円以上500万円以下(10万円単位)	・50万円以上500万円以下(1万円単位)								
6. ご融資期間 またはご契約期限	<p>①契約日から1年後の応当日の属する月の約定返済日(以下、「契約期限日」といいます)までとなります。但し、保証会社が保証の継続を承諾し、且つ、当金庫が当座貸越契約の延長を承諾した場合、更に1年間契約を延長します。延長は手続きが必要です(自動更新ではありません)。なお、延長は2回までとします(最長取引期間は3年)。3年経過後は保証会社および当金庫が承諾した場合、証書貸付に切り替えます。なお、3年目以降も当座貸越契約の継続を希望される場合は、通常金利の当座貸越契約で継続ができます。この場合、保証会社が保証の継続を承諾し、且つ、当金庫が当座貸越契約の延長を承諾した場合、1年間金利優遇なしの当座貸越契約で継続し、以後も同様とします。</p> <p>②お申込人の年齢が、契約期限日時点で満71歳に達していた場合は、期限延長せず、当座貸越の新規貸越を停止させていただきます。</p>	<p>①10年以内。 (または返済回数120回以内)</p> <p>②当座貸越から証書貸付への変更または契約条件変更の場合については、変更日より最長10年以内となります。</p>								
7. ご返済方法	<p>・約定返済日は毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とし、残高スライド定額返済方式とします。なお、お利息は前月の約定返済日から今回約定日の前日までのお利息を貸越残高に組み入れさせていただきます。</p> <p>ご利用貸越元金残高別の定額返済額は下記のとおりとし、「返済用口座」から自動返済とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定返済日前日の貸越残高</th> <th style="text-align: center;">約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以下</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円超 100万円以下</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円超 200万円以下</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	約定返済日前日の貸越残高	約定返済額	50万円以下	10,000円	50万円超 100万円以下	20,000円	100万円超 200万円以下	30,000円	<p>・毎月元金均等返済 または 毎月元利均等返済 ※繰上返済(全額・一部)もできます。</p>
約定返済日前日の貸越残高	約定返済額									
50万円以下	10,000円									
50万円超 100万円以下	20,000円									
100万円超 200万円以下	30,000円									

	<table border="1"> <tr> <td>200万円超300万円以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超400万円以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>400万円超500万円以下</td> <td>60,000円</td> </tr> </table> <p>※随時の任意返済もできます。</p>	200万円超300万円以下	40,000円	300万円超400万円以下	50,000円	400万円超500万円以下	60,000円							
200万円超300万円以下	40,000円													
300万円超400万円以下	50,000円													
400万円超500万円以下	60,000円													
8. ご融資利率	<p>・固定金利(審査結果により、次のいずれか2段階の利率となります。) 年8.00%・年12.00%</p>													
9. お利息の計算方法	<p>・毎月の最終残高について付利単位1円とし、1年365日とする日割計算</p>	—												
10. 担保・保証人	<p>・不要です。</p>													
11. 保証料	<p>・ご融資利率に含まれています。</p>													
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはコンプライアンス部(9時～17時、電話:0120-21-8156)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話番号</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会</td> <td>03-3581-0031</td> <td>平日 09:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会</td> <td>03-3595-8588</td> <td>平日 10:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会</td> <td>03-3581-2249</td> <td>平日 09:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京都の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>			電話番号	受付時間	東京弁護士会	03-3581-0031	平日 09:30～15:00	第一東京弁護士会	03-3595-8588	平日 10:00～16:00	第二東京弁護士会	03-3581-2249	平日 09:30～17:00
	電話番号	受付時間												
東京弁護士会	03-3581-0031	平日 09:30～15:00												
第一東京弁護士会	03-3595-8588	平日 10:00～16:00												
第二東京弁護士会	03-3581-2249	平日 09:30～17:00												
13. その他	<p>・お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・ローンの詳しい内容、または現在のご融資利率やご返済の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。</p>													